

お知らせ版

新型コロナウイルス感染症

拡大防止に関する村からのお願い

7月29日に岩手県で初めての新型コロナウイルス感染者が確認されました。また、お盆期間中に他県から多数の人が帰省することが予想されます。

村対策本部では、今一度、皆さまに対しマスク着用の徹底や3つの密を避ける慎重な行動をとっていただくために、以下のとおり皆さまへお願いすることといたしました。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- ◆他県への出張や帰省、旅行などは、行き先の感染状況を確認し、マスクの着用と3密の場所を回避するなど、慎重な行動をお願いします。
 - ◆他県から来村・帰村する際は、来村後2週間それまでいた都道府県が要請する行動の継続をお願いします。
 - ◆感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、日常生活および社会経済活動における感染拡大を予防する取り組みの徹底をお願いします。
 - ◆夏場は屋外でマスクを外すなど、熱中症に注意してください。
 - ◆イベントなどの開催にあつては、感染防止対策を徹底するようお願いします。
 - ◆会食の際には、3密の場所を避け、できるだけ少人数で、飲食物を共有しないようお願いします。
- ※これらのほか、県が新たに要請を求めた場合には、その要請に対して皆さまのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症

新しい日常は感染対策をしっかりと

①他県への出張や帰省、旅行などの際の取り組み

- ・行き先の感染状況を確認しよう
- ・行き先で「誰と」「どこで」会ったかメモしよう
- ・マスクの着用と、3密の場所を回避しよう

②買い物や食事の際の取り組み

- ・お出かけする際は、少人数で空いた時間にしよう
- ・マスクを着用し、人との間隔を十分に確保しよう
- ・帰ってきたら、手洗い・消毒・うがいを徹底しよう

③店舗や職場での取り組み

- ・店舗などは、「来場者の制限や誘導」、「手洗いの徹

底や消毒設備の設置」など、感染対策への取り組みを徹底しよう

- ・職場では、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など、人との接触を低減する取り組みを推進しよう

④医療従事者や県外の人などへの取り組み

- ・医療関係者をはじめ、生活に欠かせないサービスの提供に従事している皆さんに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援しよう
- ・県外の人に対し、落ち着きをもった対応、思いやりとおもてなしの心で接しよう

感染したかも？と思ったら早めに相談

次の症状がある人は以下を目安に「帰国者・接触者相談センター」に相談ください。

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談ください（これらに該当しない場合の相談も可能です）。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（けんたい感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者や糖尿病・呼吸器疾患（COPDなど）・心不全などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを使っている人

- これら以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談ください。また、症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です）

相談は、帰国者・接触者相談センターのほか、地域によっては、医師会や診療所などで相談を受け付けている場合もありますので、ご相談ください。

【妊婦の人へ】妊婦の人については、念のため、重症化しやすい人と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターなどに相談ください。

【子どものいる人へ】小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけの小児医療機関に電話などで相談ください。

※なお、この目安は、国民の皆さんが相談・受診する目安です。これまでどおり、検査については医師が個別に判断します。

- センターでの相談の結果、新型コロナウイルス感染疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

■相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより、感染が拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖やひじの内側などを使い、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

コールセンターのお知らせ

（帰国者・接触者相談センター）

高熱などの症状がある人は、電話相談窓口（☎019-651-3175）まで問い合わせください。

個人・中小企業への各種支援事業のご案内

【世帯・個人への支援】

①住居確保給付金

■内容 休業による収入減で住居を失うおそれがある場合、原則3カ月、最長9カ月家賃相当額を給付

■問い合わせ 住居確保給付金相談CS（☎0120-23-5572）

②学生支援緊急給付金

■内容 アルバイト収入減で学業継続が厳しい場合、大学・短大・高専・専門学生など1人当たり20万円（住民非課税世帯）、10万円（それ以外）を給付

■問い合わせ 各学校の学生課などの窓口

③緊急小口資金・総合支援資金

■内容 収入減で生活苦の場合、最大80万円（2人以上

世帯）、最大65万円（単身世帯）を貸し付け。

■問い合わせ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に関する相談CS（☎0120-46-1999）

【中小・小規模事業者への支援】

①実質無利子・無担保融資

■内容 売上減で資金繰りが難しい場合、3年間無利子、最長5年間元本据え置き

■問い合わせ 商工中金（☎0120-542-711）

②固定資産税・都市計画税の減免

■内容 売上減で固定資産税が払えない場合、売上が一定程度減少したとき、来年度は2分の1またはゼロに減免

■問い合わせ 相談ダイヤル（☎0570-077-322）